



発行 東京都

目次

告示

公告

通達

雑報

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……一
- 不燃化推進特定整備地区の指定……………
- ……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課) ……一
- 「行政職給与表(一) 備考二等の規定の適用を受ける職員に関する規則の運用について」の一部改正……………(東京都人事委員会) ……三
- 東京都職員共済組合定款の一部変更……………
- ……………(東京都職員共済組合) ……三
- 東京都職員共済組合運営規則の一部変更……………(同) ……四
- 東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に關する規則の一部を改正する規則……………(同) ……四

● 東京都告示第五百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に

より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 舩添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

練馬区関町南三丁目八百二十番二 平成二十八年二月二十五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

公告

不燃化推進特定整備地区の指定について

東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成二十五年三月二十九日付二十四都市整防第五百九十八号)第五条第一項の規定により、不燃化推進特定整備地区(以下「地区」という。)を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 舩添 要 一

一 地区の名称、位置、区域及び面積

本町二(六丁目地区

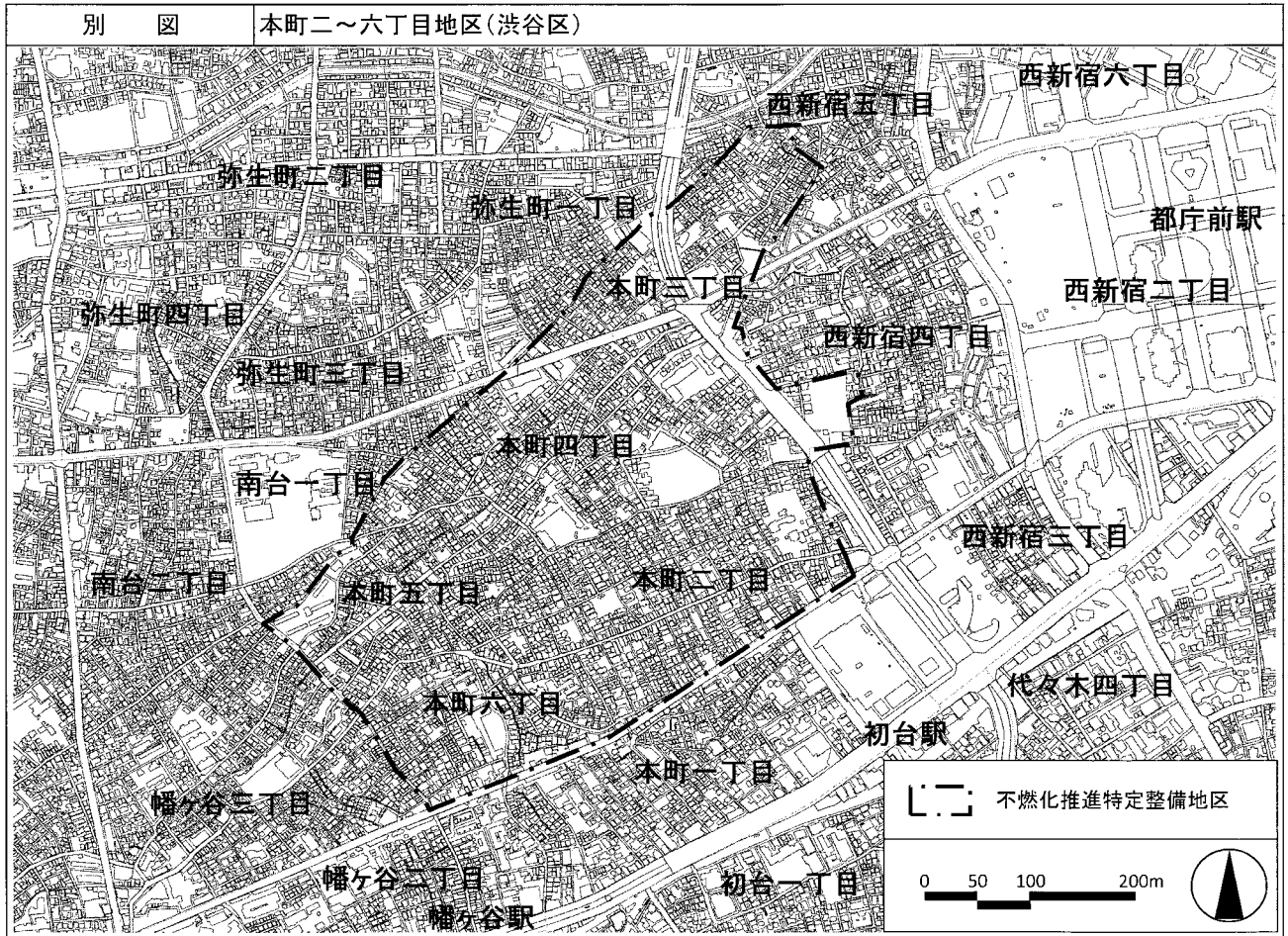
渋谷区本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五

丁目及び本町六丁目(別図のとおり)

約七十四・一ヘクタール

二 指定年月日

平成二十八年三月三十日



通
達

27人委任第172号
平成28年3月30日

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

「行政職給料表(一)備考2等の規定の適用を受ける職員に関する規則の運用について」の一部改正について

「行政職給料表(一)備考2等の規定の適用を受けられる職員に関する規則の運用について(平成7年12月21日付7人委任第127号)」の一部を下記のように改正しましたので、平成28年4月1日以前にこれにより実施してください。ただし、平成28年4月1日以前に実施された能力認定に合格した場合は、平成28年4月1日以前に改正規定の適用については、採用試験又は採用選考に合格したものとみなして実施してください。

記

第一条関係(2)中「能力認定」を「採用試験又は採用選考」に、(3)中「14」を「10(4)」に、(4)中「人事委員会の行う能力認定」を「採用試験等」に改める。

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

平成二十八年三月三十日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第四十一条第一項中「及び第三項」を「及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、「(任意継続組合員にあつては労務)」、「(第三号にあつては、任意継続組合員に限る。第三項において同じ。)」及び同項第三号を削り、同条第二項中「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 傷病手当金附加金の額は、法第六十八条第二項及び第三項の規定の例により算出された額に相当する額とする。第四十四条第一号を次のように改める。

一 組合員及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業

第四十七条の二中「平成二十七年度」を「平成二十八年」に、同条第一号中「千四百三十四円」を「千五百八十二円」に、同条第二号中「千百三十三円」を「二千三百七十五円」に、同条第三号中「八百五十三円」を「千六百五

十五円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この変更は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四十一条第一項の変更規定（「(任意継続組合員にあつては労務)」を削る部分、「(第三号にあつては、任意継続組合員に限る。第三項において同じ。)」を削る部分及び第三号に係る部分に限る。)は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 変更後の第四十一条第一項の規定は、平成二十九年四月一日以降に退職し任意継続組合員になった者について適用し、同日前に退職し任意継続組合員になった者については、なお従前の例による。

3 第四十五条の三の規定にかかわらず、平成二十七年十月一日前に退職し任意継続組合員となった者に係る平成二十八年四月分以降の短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金並びに地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第七十二条第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六号)による改正前の

施行令第四十八条第三項に規定する額に千分の八十・一を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する額に千分の十一・八を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第一号の額からその額に百分の三十を乗じた額を控除した額をもって同号の額とする。

4 組合は、経過の長期給付事業を行う間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条の七条の二	三 退職等年金経理 千六百五十五円	三 退職等年金経理 千六百五十五円
	四 経過の長期経理 二百三十八円	

5 第四十七条の二の規定にかかわらず、平成二十八年度における施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 短期経理 千五百八十二円
- 二 厚生年金保険経理 二千三百七十五円
- 三 退職等年金経理 千六百五十五円
- 四 経過の長期経理 二百三十八円

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

平成二十八年三月三十日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都職員共済組合運営規則(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第六条第二項を削る。

第十一条の二第一項中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第十七条の二第一項中「第一百十条の五」を「第一百十条の六」に改め、同条第二項中「入院時食事療養費請求書」の下に「の提出」を加え、「により提出しなければならぬ」を「による標準負担額差額請求書をもって行わなければならない」に改める。

第十九条中「第七十条第五項」を「第七十条第五号」に改める。

第二十一条中「法第二十一条」を「法第六十一条」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 施行規程第二百十条の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第三十五条の三第一項に規定する指定日及び施行規則第一百五十六条の三第一項の規定により組合が定める日は、理事長が別に定める日とする。

第二十六条の二を次のように改める。

第二十六条の二 地方公営企業法の規定を受ける組合員の報酬等(地方公営企業法の規定の適用を受ける組合員の報酬等)第九十二条)第三十八条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十七

条第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員である組合員に係る施行令第五条第二項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして定めるものは、地方公営企業法第三十八条第一項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項に規定する手当に相当する給与を除いたものとする。

2 地方公営企業法第三十八条の規定の適用を受ける職員に係る施行令第五条の二第二項に規定する期末手当等に含めるものとして定めるものは、同法第三十八条第一項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項(第三号及び第四号を除く。)に規定する手当に相当する給与とする。

第二十六条の三を次のように改める。
(海外派遣職員である組合員の報酬等)

第二十六条の三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「海外派遣職員」という。)である組合員に係る施行令第五条第二項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして定めるものは、同法第七条に規定する給与のうち、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項に規定する手当に相当する給与を除いたものとする。

2 海外派遣職員に係る施行令第五条の二第二項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして定め

るものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七条に規定する給与のうち、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項(第三号及び第四号を除く。)に規定する手当に相当する給与とする。

第二十七条の見出し中「報酬及び期末手当等」を「報酬等」に改め、同条第一項中「継続長期組合員」の下に「(法第四百四十条第二項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。)」を加え、「第五条第三項」を「第三条第五項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 継続長期組合員に係る施行令第四十条第三項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして定めるものは、健康保険法第三条第六項に規定する報酬とする。

第二十七条第三項中「仮定給料」を「報酬」に、「仮定期末手当等」を「期末手当等」に改める。

第二十七条の二を次のように改める。
(公益的法人等派遣職員である組合員の報酬等)

第二十七条の二 公益的法人等派遣法第二条第一項の規定により派遣された者(次項において「公益的法人等派遣職員」という。)である組合員に係る施行令第五条第二項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして定めるものは、同法第二条第三項に規定する報酬及び同法第六条第二項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項に規定する手当に相当する報酬及び給与を除いたものとする。

2 公益的法人等派遣職員に係る施行令第五条の二第二項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして定めるものは、公益的法人等派遣法第二条第三項に規定する報酬及び同法第六条第二項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項(第三号及び第四号を除く。)に規定する手当に相当する報酬及び給与とする。

第二十七条の三を削る。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 組合役職員(法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る施行令第四十条の二第一項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項に規定する手当に相当する給与を除いたものとする。

2 組合役職員に係る施行令第四十条の二第一項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当及び施行令第五条第一項(第三号及び第四号を除く。)に規定する手当に相当する給与とする。

第二十八条の二を削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員である組合員の報酬等)

第二十九条 法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般

様式第4号の2 (第14条関係)

医療給付金等決定兼支払通知書

年 月 日

様
下記のとおり戻し・給付することと決定しましたので通知します。
届込日 年 月 日

東京都職員共済組合専務長

所属番号	所属者名称		組合員番号		受診医療機関名					戻し金給付額		差引支払額 (円)	世帯合算	
受給対象者氏名	給付種別	医科区分 入院区分	申請 年月日	事由発生日 (年月日)	診療 日数	食事・生活 費負担額 (円)	医療費給付 (円)	窓口負担額 (円)	法定 (円)	高額療養費 (円)	戻し・附加 (円)			基礎控除額 (円)
計														

・通知書は再発行できません。この決定に不服がある場合はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都職員共済組合審査会に審査請求することができます。また、この決定があったことを知った日(しんきょう請求をした場合は、当該審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に東京都職員共済組合を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。
 ・窓口負担額は地方公務員等共済組合法の規定に基いた額で公費助成等の金額は控除されません。
 ・出稼費について受取代理制度を利用した場合で、出稼費用が利用可能額以上のときは、差引支払額欄の表示が0円となります。

(寸法 縦15.2cm×横30.4cm)

別記様式第四号の二を次のように改める。

郵便番号

所在地

東京都職員共済組合事務局年金保険部医療保険課

電話番号

様式第8号 (第17条、第21条関係)

別記様式第八号を次のように改める。

請求書

療養費 一部負担金払戻金
 家庭療養費 回付加金
 入院時食事療養費
 入院時生計療養費

種別	登録番号
11	
12	
13	
14	

所属者名 総医療費 法定給付 追加給付 支給決定額

組合員氏名 法定給付 高額療養費

組合員証番号

療養者氏名 附加給付

療養者生年月日 昭和 年 月 日

受診時年齢 歳

病名

日時 平成 年 月 日

標榜の場所 診療所 通院中 その他

原因 公務(通勤)災害、第三者による取付行為による事件は、請求できません。

医療機関名

上記の1及び2、療養費等の支給を請求します。
 東京都職員共済組合専務長 殿
 〒 東京都 区 丁目 番 号
 請求年月日 平成 年 月 日 (氏名) 印

身体障害者手帳の有無 有 無

指定手帳中(後発日:平成 年 月 日)

治療用の装具及び呼吸器用頭部の複製
 複製枚数 年 月 日
 額 収 日:平成 年 月 日

その他

初回作成 有 無

所用枚数超過 有 無

複製枚数の超過 有 無

その他

請求書の内容を記入してください

東京都 区 丁目 番 号
 請求者(住所) 氏名 印
 電話番号

東京都 区 丁目 番 号
 請求者(住所) 氏名 印
 電話番号

東京都 区 丁目 番 号
 請求者(住所) 氏名 印
 電話番号

【注意事項】
 1 療養費、診療費、医療機関ごとに1部ずつ作成してください。
 2 診療日におけるその他の診療内容を確認する必要がある場合は、支給が滞れることがあります。
 3 (備考)の原因等が特定できない場合は、不明と記入してください。
 【添付書類】
 1 認定手帳中の受診の場合、「診療報酬明細書(原本)」「領収書(原本)」「又は「診療報酬明細書(原本)」「
 2 治療費を伴った場合、「医師の「処方箋(原本)」「及び「領収書(原本)」「
 3 その他の理由による請求の場合、「医師の「処方箋(原本)」「及び「領収書(原本)」「と「当該診療明細書(原本)」

様式第8号の2(第17条関係)(表)

高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

●太線枠内を記入してください (共济組合記入欄) 支給申請書整理番号

申請対象年度	平成 年度	対象となる計算期間	年 月 日から 年 月 日まで	枚中	枚目
--------	-------	-----------	-----------------	----	----

フリガナ	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
組合員氏名	1	年 月 日から	
生年月日	2	年 月 日から	
性別	3	年 月 日から	
組合員証の記号・番号			
加入期間		計算期間の末日において加入する医療保険者の名称	

フリガナ	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
被扶養者氏名	1	年 月 日から	
生年月日	2	年 月 日から	
性別	3	年 月 日から	
加入期間			

フリガナ	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
被扶養者氏名	1	年 月 日から	
生年月日	2	年 月 日から	
性別	3	年 月 日から	
加入期間			

備考

上記のとおり ① 高額介護合算療養費の支給を申請します。 退職者の場合
 ② 自己負担額証明書の交付を申請します。 自宅の電話番号 ()

※ ①・②のいずれかを丸で囲んでください。 ㊦

東京都職員共济組合理事長 殿 申請者 住所
 年 月 日 氏名

*請求者の「氏名」の欄は、記名押印することによって、自筆による署名をすることができます。

共济組合決定欄
 理事長
 副理事長
 担当

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日 職名
 所属所長 氏名

共济組合受付印

別記様式第八号の二(表)を次のように改める。

様式第九号(第17条、第22条関係)

出 産 費	同附加金	請求書	種別	31	電話番号
-------	------	-----	----	----	------

制度利用について □直接支払制度 □安政代理制度 □制度利用なし(窓口全額払い)

所属所名	氏名	姓	名	住所
組合員氏名	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
組合員証番号	家庭出産費の申告	出産年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
資格取得日	昭和 年 月 日	今回出産回数(流産を含む)		
資格喪失日	平成 年 月 日	出産の場所		
		出産児氏名		

医師又は助産師の証明(直接支払制度、安政代理制度を利用しなかった場合のみ証明が必要です)

は、平成 年 月 日に 出産・死産・早産・流産(妊娠 か月)したことを証明します。(出産回数 人)

上記のとおり請求します。 退職者の場合
 東京都職員共济組合理事長 殿 自宅の電話番号 ()

平成 年 月 日 住所 ㊦
 氏名 氏名
 印

*請求者の「氏名」の欄は、記名押印することによって、自筆による署名をすることができます。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日 職名
 所属所長 氏名
 印

電話番号

共济組合決定欄
 理事長
 副理事長
 担当

【注記事項】
 1 産前産後休業(産前産後休業) 産前産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 2 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 3 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 4 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 5 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 6 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 7 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 8 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 9 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。
 10 産後休業(産後休業) 産後休業期間中の内訳が記載されたもの。

【注意事項】
 産後支払制度を利用した場合、医療機関等からの通知を持って出産費の受付処理を行いますので、産後は産後1か月以内の受付となります。

(日本工業規格A5446)

別記様式第九号を次のように改める。